



巧妙化するフィッシング詐欺

1. いまさらだけど、”フィッシング詐欺”って何？

”フィッシング詐欺”の”フィッシング”は”釣り”を意味する”fishing”ではなく”phishing”という造語で、”フィッシング詐欺”とはメール等を利用する人から個人情報を奪うために行われる詐欺行為を意味します。フィッシング詐欺は年々増加し、その手口は年々巧妙化しています。

2. 巧妙な手口って？

よく知られている各種サービス業者を装ったメールを送りつけて個人情報を盗み取り、搾取した個人情報を悪用する手口です。

たとえ身に覚えがあるサービス業者名からの連絡でも、正規のメールを装ったフィッシングかもしれません。

例えば下記のような電子メールやSMS連絡(ショートメール)がPCやスマホに届きます

- ・宅配業者からの不在通知
 - ・ネット通販会社からの取引の停止連絡
- メール記載の誘導先(偽サイト)にアクセスすると、個人情報の入力を求められます
- ・住所、氏名、電話番号、生年月日
 - ・クレジットカード番号、金融機関の口座番号、暗証番号
 - ・インターネットバンキングのID・パスワード



3. 被害にあわないためには？

- ①電子メールやSMS(ショートメール)内のリンクはクリックしない。
- ②個人情報やクレジットカード番号等の入力を促す電子メールには注意しましょう。
- ③パソコンやモバイル端末にはセキュリティソフトを導入して怪しいメールは排除、ブロックしましょう。

4. 心配になったら、被害にあったら

「怪しいメール・通知が届いて不安を感じた」「身に覚えのない請求があった」場合や被害にあったら下記へ連絡！

・消費生活センター：消費者ホットライン(局番無し) **188** 番 もしくは **042-370-7510**

・警察・フィッシング110番：警視庁ホームページ



参考：政府広報オンライン：巧妙化するフィッシングから身を守るには

(稲城市消費生活センター運営協議会)

【消費者講座開催報告！】

インターネット詐欺被害に遭わないために

8月25日（日）にNPO 情報セキュリティフォーラムの廣瀬由美先生をお招きして講演を開催しました。ネットワーク利活用の留意点や最近のトラブル事例等を講師に分かりやすく説明していただきました。

当日は14名が参加し、廣瀬先生のお話に引き込まれ、皆さん熱心に耳を傾けて、メモを取られていました。アンケートには、「ある時から急に迷惑メール（アマゾン、ヤマトなど）が毎日殺到し、大変困っていたので、有効なお話が聞けて良かったです。」、「知っていると思っていた内容だったが、あらためて再発見、認識が出来ました。」、「中身の濃い講座でした。」という声をいただきました。

今後も消費生活センター運営協議会では、市民の皆様のためになる講座を開催いたします。



高額な前金を支払ったのに…リフォーム工事の契約トラブル

雨漏りがあったため、事業者に見てもらったところ「腐っている部分がある」と言われ屋根工事をすることにした。見積り額が約450万円と高額だったので、他社から見積もりを取り比較しようとしたが「当社は職人がそろっており工事が早く済む」と言われたため契約した。工事前に半額程度の金額を支払ったが、足場を組んだ後になって「職人の手配ができず工事は約半年後になる」と告げられた。解約を申し出ると解約料がかかると言われ、納得できない。（60歳代）



<アドバイス>

- 外壁や屋根などの戸建住宅のリフォーム工事で、高額な前金を支払ったにもかかわらず、なかなか工事が進まないなどの相談が寄せられています。
- 契約する前に複数の事業者から見積もりを取り、費用だけでなく、工期や施工体制、保証内容等についても十分検討することが重要です。
- 高額な費用の全額前払いは避け、完成後の支払いを主とした契約にしましょう。
- 工事が滞った際の備えとして、遅延補償の定め等が契約書にあるか確認しましょう。

（国民生活センター 見守り新鮮情報より）

クーリング・オフなど契約に関する相談は・・・

稲城市消費生活センター

稲城市百村2111番地

パルシステム生活協同組合連合会稲城事務センター3階

相談電話 042-378-3738

月～金曜日（年末年始・祝日除く）

午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

